



令和8年度水質検査計画

水質検査計画の内容

1. 基本方針
 2. 水道事業の概要
 3. 水道の原水及び浄水の水質状況と管理上の留意点
 4. 検査地点
 5. 検査項目と検査頻度
 6. 検査方法
 7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
 8. 臨時の水質検査
 9. 関係機関との連携
- 「別紙1」配水系統と検査地点
「別表1」水質検査項目一覧表

きろいで、あんしん

1.基本方針

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、清浄で安全な水として供給できるようにするために必要不可欠なものです。健康的かつ文化的な生活を営む上で欠くことのできない水道水の安全性を保障するものでもあります。

池田町役場水道部水道課では、水道法施行規則第 15 条第 6 項の規定に基づき、水質検査の適正化と衛生的で良質な水の供給をめざし、原水及び浄水の状況や水質基準に関する省令を踏まえ、本年度の水質検査計画を策定しました。

① 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）及び水源とします。

② 検査項目

「別表 1」一覧表にある水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とします。

③ 検査頻度

給水栓では、水道法に基づき、色・濁り・残留塩素の検査（水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号）については、1 日 1 回行います。

また、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・味・臭気及び濁度等（水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号）の検査については、月 1 回行います。

その他の項目の検査については、「別表 1」水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度に基づいて行います。

2.水道事業の概要

■上水道事業（中央）■

水源地は揖斐川水系の地下水を水源とし、中央第 1 水源地及び中央第 2 水源地の深井戸（φ400×120m）に設置した取水ポンプにより揚水し、浄水池へ導水します。ここで塩素消毒を行い、送水ポンプにより配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水します。

■上水道事業（北部）■

水源地は粕川の地下水を水源とし、深井戸（φ300×100m）に設置した取水ポンプにより揚水し、浄水池へ導水します。ここで塩素消毒を行い、送水ポンプにより第 1 配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水します。

■上水道事業（南部）■

水源地は揖斐川水系の地下水を水源とし、深井戸（φ300×120m）に設置した取水ポンプにより揚水し、浄水池へ導水します。ここで塩素消毒を行い、送水ポンプにより配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水します。

▼▲給水状況▼▲

	上水道（中央）	上水道（北部）	上水道（南部）
給水区域	粕ヶ原の一部，萩原，田中， 本郷，青柳，田畑，杉野，山洞， 砂畑，上田，白鳥，下東野， 六之井，池野，八幡の一部	舟子，段，般若畑，宮地， 願成寺，小牛，小寺，草深， 沓井，粕ヶ原の一部	藤代，片山，八幡の一部， 市橋の一部
給水人口	10,813 人	3,701 人	3,015 人
給水戸数	4,257 戸	1,457 戸	1,187 戸
計画 1 日最大給水量	3,700 m ³	2,000 m ³	2,300 m ³
1 日最大給水量	3,502 m ³	1,678 m ³	2,127 m ³
1 日平均給水量	2,383 m ³	994 m ³	850 m ³

※計画 1 日最大給水量以外の数値は、令和 6 年度末の数値です。

▼▲浄水施設の概要▼▲

	上水道（中央）	上水道（北部）	上水道（南部）
	中央第 1 水源地・中央第 2 水源地	北部水源地	南部水源地
所在地	池田町本郷	池田町粕ヶ原	池田町片山
原水の種類	地下水（揖斐川水系）	地下水（粕川水系）	地下水（揖斐川水系）
処理能力	5,160（m ³ /日）	1,571（m ³ /日）	1,130（m ³ /日）
浄水池	275.6 m ³	65.5 m ³	71.6 m ³
浄水処理方法	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ

3.水道の原水及び浄水の水質状況と管理上の留意点

■上水道事業（中央）■

【原水】地下 120m の深井戸で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は消毒のみ行っています。

【水質管理上留意すべき事項】 なし

■上水道事業（北部）■

【原水】地下 100m の深井戸で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は消毒のみ行っています。

【水質管理上留意すべき事項】 なし

■上水道事業（南部）■

【原水】地下 120m の深井戸で、地質由来の「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」と「蒸発残留物」の含有割合が他の 2 つの水道と比べてわずかに高いが、基準値以下であり水質は良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は消毒のみ行っています。

【水質管理上留意すべき事項】 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、蒸発残留物

4.検査地点

① 給水栓（蛇口）

	上水道（中央）	上水道（北部）	上水道（南部）
1 日毎	中谷地区農業集落排水処理施設（山洞）	総合体育館（小寺）	東光寺谷地区農業集落排水処理施設（藤代）
1 月毎	集落センター（上八幡）	総合体育館（小寺）	浄化センター（片山）
3 ヶ月毎・1 年毎	中央水源地（本郷）	北部水源地（粕ヶ原）	南部水源地（片山）

② 水源（水源地内取水ポンプ）

安全で良質な水道水の供給には水源の水質が影響を与えるため、原水の検査地点は、各水源地内にある取水ポンプに付属する給水栓とし、そこから採水して検査試料とします。

5.検査項目と検査頻度

① 検査項目（「別表 1」検査計画表参照）

法令に基づく別紙検査表の水質基準項目（52 項目）について水質検査を行います。

② 検査頻度（「別表 1」検査計画表参照）

- 1, 法令に基づく検査表の項目No.1、2、39、47～52 の検査は毎月 1 回行います。
- 2, 法令に基づく検査項目のうち、その濃度が基準値の 1/10 以下の場合には 3 年に 1 回、1/5 以下の場合には年 1 回まで検査頻度を減ずることができる項目についても、水が良質なものであることを確認し、安定した供給を保つことができるよう、頻度の減は年 1 回までとします。
- 3, 法令に基づく色、濁り、残留塩素の検査は 1 日 1 回行います。

6.検査方法

毎月検査、3 ヶ月毎に 1 回実施する検査及び 1 年に 1 回実施する検査については、岐阜県公衆衛生検査センターに委託して実施します。

○委託の内容

(1) 委託の範囲

①具体的な検査項目、頻度

別表 1 による

②試料の採取及び運搬方法

試料の採取は、町職員が行い、岐阜県公衆衛生検査センターは、採水方法等について手順書を作成し、町職員に採水方法について指導します。

試料の運搬は、岐阜県公衆衛生検査センターが行います。採水日に試料を町から速やかに受け取り、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬します。

③臨時検査の取扱い

臨時の水質検査及び水道法第 18 条に基づく水質検査は、定期の水質検査の契約内容に含み、発生時には、岐阜県公衆衛生検査センターと速やかに連絡をとり、対応します。

試料の採取及び運搬方法は、上記②のとおり行います。

検査結果は、試料の搬入後、24 時間以内に町に報告されます。

(2) 委託した検査の実施状況の確認方法

岐阜県公衆衛生検査センターが実施する検査の実施状況の確認は、検査結果及び検査方法を記載した報告書にて確認を行い、また、内部精度管理結果及び外部精度管理結果、必要に応じては、立入検査も実施して確認します。

7.水質検査計画及び検査結果の公表の方法

本年度の水質検査計画は、町ホームページに掲載して公表します。また、その計画に基づき行われた水質検査の結果は、町ホームページに掲載して公表します。

8.臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に応じた浄水処理を行うことができず、給水栓から出た水で水質基準値を超えるおそれがある場合、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

- ① 原因不明の色や濁り、臭気の発生など、水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常が認められたとき。
- ③ 浄水過程において水質に著しい変化を与えるような異常が認められたとき。
- ④ 水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥ その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

なお、臨時に実施する水質検査の項目については、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH 値、味、臭気、色度、濁度の 9 項目とします。この検査は、水質異常の収束または改善が認められ、安全な水道水が再び供給できるようになるまで行います。

9.関係機関との連携

① 検査の実施等について

水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関である岐阜県公衆衛生検査センター及び岐阜県西濃保健所と連携を図って実施します。

② 検査の結果及び計画の見直し等について

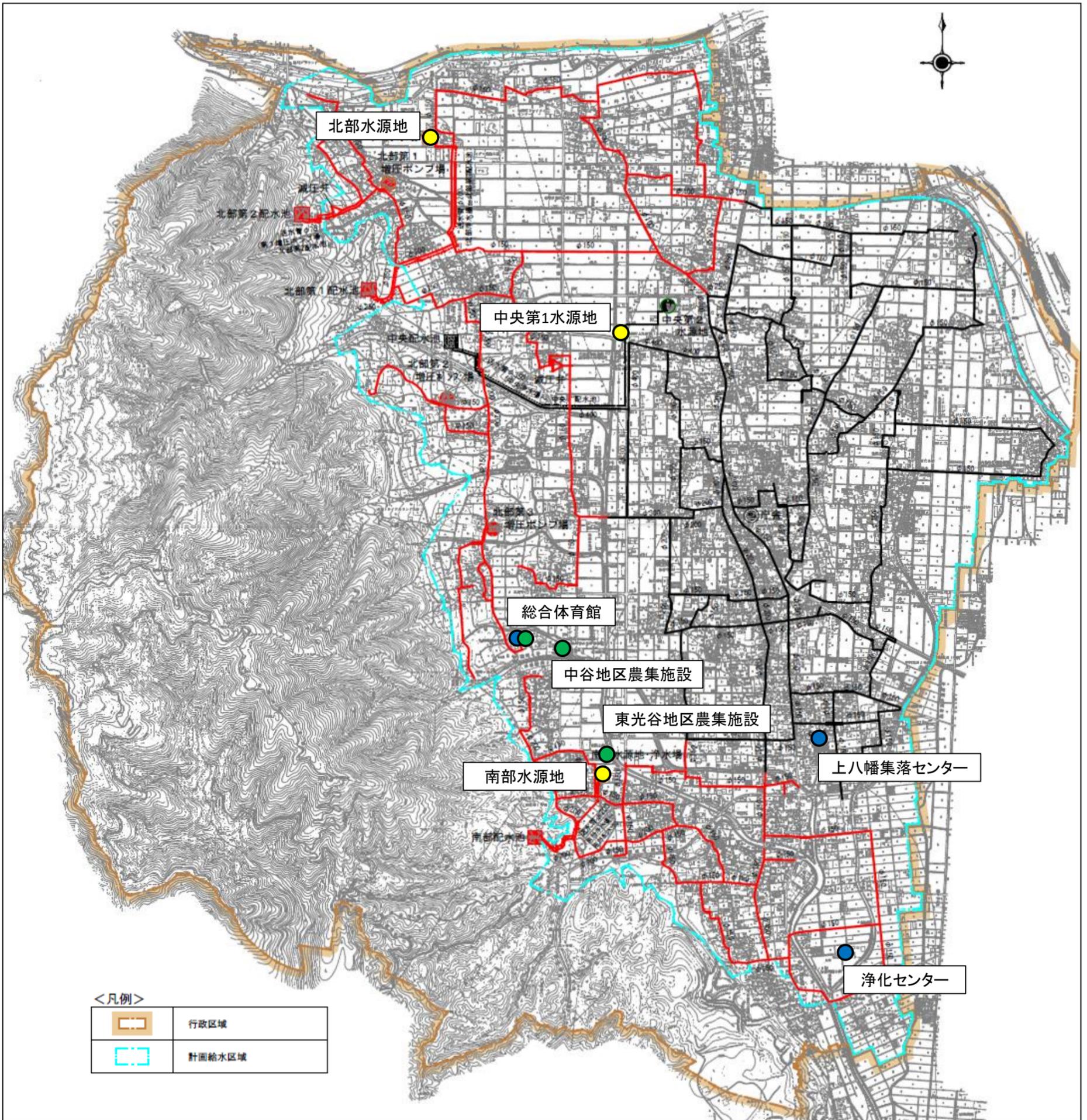
水質検査委託機関より検査結果の報告があった際は、直ちにその結果を評価し、不適な項目があった場合は改善に努める等適切に対処します。その際必要に応じて、保健所や委託検査機関等から指導や助言を受けながら行います。

また、年間の検査結果が判明した時点でそれらを総合的に判断し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

③ 水質異常発生時について

水源や水源周辺において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、岐阜県西濃保健所等に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

配水系統と検査地点



● は毎日1回実施する検査の採水地点。

● は毎月1回実施する浄水省略不可項目の検査の採水地点。

● は年1回実施する浄水の全項目検査、3ヶ月ごとに1回実施する浄水省略不可項目の検査の採水地点。

〈別表 1〉 令和8年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 池田町長 竹中 誉	
浄水場名: 池田町上水道中央第1水源地	クリプトスポリジウム対策指針: レベル2
採水の場所: 池田町 上八幡(集落センター・毎月検査)及び本郷(中央第1水源地・毎月検査以外)	
水源種別(地下水 表流水 湧き水 その他)	原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日:	5月・ 11月実施
水質検査委託機関名称: 一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	
毎日検査実施場所: 池田町 山洞(中谷地区農業集落排水処理施設)	

項目	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
4	水銀及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5	セレン及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6	鉛及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8	六価クロム化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
9	亜硝酸態窒素	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
12	フッ素及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
14	四塩化炭素	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15	1,4-ジオキサン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17	ジクロロメタン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18	テトラクロロエチレン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19	トリクロロエチレン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	過去3年間の検査結果がなく検査回数の減不可のため
21	ベンゼン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
22	塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
24	クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
27	臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
30	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
31	プロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
33	亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34	アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35	鉄及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36	銅及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37	ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38	マンガン及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41	蒸発残留物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42	陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
43	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回							○						1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下で、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回							○						1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下で、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45	非イオン界面活性剤	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46	フェノール類	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 23 9 9 23 9 9 52 9 9 23 9 9

第1取水井、第2取水井、第3取水井

項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備考
1~21、33~48、50~52の項目(40項目)	年1回				○									1	
大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)
嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)
クリプトスポリジウム	不要														
ジアルジア	不要														

2 0 0 42 0 0 2 0 0 2 0 0

〈別表 1〉 令和8年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 池田町長 竹中 誉	
浄水場名: 池田町上水道北部水源地	クリプトスポリジウム対策指針: レベル2
採水の場所: 池田町 小寺(総合体育館・毎月検査)及び粕ヶ原(北部水源地・毎月検査以外)	
水源種別(地下水 表流水 湧き水 その他)	原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 5月・ 11月実施	
水質検査委託機関名称: 一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	
毎日検査実施場所: 池田町 小寺(総合体育館)	

項目	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
4	水銀及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5	セレン及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6	鉛及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8	六価クロム化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
9	亜硝酸態窒素	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
12	フッ素及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
14	四塩化炭素	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15	1,4-ジオキサン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17	ジクロロメタン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18	テトラクロロエチレン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19	トリクロロエチレン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	過去3年間の検査結果がなく検査回数の減不可のため
21	ベンゼン	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
22	塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
24	クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
27	臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
30	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
31	プロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
33	亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34	アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35	鉄及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36	銅及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37	ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38	マンガン及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41	蒸発残留物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42	陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
43	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回							○						1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下で、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回							○						1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下で、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45	非イオン界面活性剤	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46	フェノール類	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
	項目数	23	9	9	23	9	9	52	9	9	23	9	9			

第1取水井、第2取水井

項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備考
1~21, 33~48, 50~52の項目(40項目)	年1回				○									1	
大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)
嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)
クリプトスポリジウム	不要														
ジアルジア	不要														

2 0 0 42 0 0 2 0 0 2 0 0

〈別表 1〉 令和8年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 池田町長 竹中 誉	
浄水場名: 池田町上水道南部水源地	クリプトスポリジウム対策指針: レベル2
採水の場所: 池田町 片山(浄化センター・毎月検査)及び片山(南部水源地・毎月検査以外)	
水源種別(地下水 表流水 湧き水 その他) 原水全項目水質検査: 7月実施	
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 5月・ 11月実施	
水質検査委託機関名称: 一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	
毎日検査実施場所: 池田町 藤代(東光寺谷地区農業集落排水処理施設)	

項目	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
4	水銀及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
5	セレン及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
6	鉛及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
7	ヒ素及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
8	六価クロム化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
9	亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
12	フッ素及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
13	ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
14	四塩化炭素	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
15	1,4-ジオキサン	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
17	ジクロロメタン	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
18	テトラクロロエチレン	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
19	トリクロロエチレン	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	過去3年間の検査結果がなく検査回数の減不可のため
21	ベンゼン	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
22	塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
24	クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
27	臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
30	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
31	プロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
33	亜鉛及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
34	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
35	鉄及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
36	銅及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
37	ナトリウム及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
38	マンガン及びその化合物	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎	○						○						4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41	蒸発残留物	3ヶ月毎	○						○						4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42	陰イオン界面活性剤	3ヶ月毎	○						○						4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
43	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回							○						1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下で、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回							○						1	過去の検査結果が基準値の2分の1以下で、停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
46	フェノール類	3ヶ月毎	○						○						4	浄水方法変更により過去の検査データがないため
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
	項目数	50	9	9	23	9	9	52	9	9	23	9	9			

第1取水井、第2取水井

項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備考
1~21, 33~48, 50~52の項目(40項目)	年1回				○									1	
大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)
嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)
クリプトスポリジウム	不要														
ジアルジア	不要														

2 0 0 42 0 0 2 0 0 2 0 0